

3月（予定）からマイナンバーカードが

# 健康保険証として利用できる ようになります※

※カードリーダーなどが設置されていない医療機関などでは、これまでどおり健康保険証の提示が必要となります

記事 ID

0051179

問い合わせ

健康保険証利用に関して	保健医療課国保室	☎ 53 - 2111 (内線 2410 ~ 2413)
マイナンバーカードに関して	市民課市民年金室	☎ 53 - 2111 (内線 2210)



医療機関や薬局の受付にカードリーダーなどの機器が設置されたところから、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになります。

マイナンバーカードの健康保険証利用にあたっては事前登録が必要です。

※マイナンバーカードの健康保険証利用では、マイナンバー（12桁の数字）は使いません。医療機関などでマイナンバーを取り扱うことはありませんし、診療に関する情報がマイナンバーと紐づけられることもありません

## 利用の メリット



引っ越しや転職などをしても、医療保険者への加入・脱退の手続きをしていれば、健康保険証の発行前でも医療機関を受診できるようになります。



医療機関に限度額認定証などを持参しなくても高額医療費制度を受けることができるようになります。



マイナポータルで自身の医療費情報や薬剤情報、健康診査情報を確認できるようになります。（令和3年10月頃予定）



## 事前登録の方法

マイナンバーカードの保険証利用の事前登録は、スマートフォンやパソコンで「マイナポータル」の「健康保険証利用の申込」から行います。

なお、事前登録は本庁市民課市民年金室、各支所地域振興課市民生活室の窓口で行うこともできます。

《注意》

- ・事前登録には、マイナンバーカードと利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）が必要です。
- ・スマートフォンの場合は、マイナンバーカードの読み取り対応が可能な機種であることが必要です。
- ・パソコンでの登録手続きには、ICカードリーダーが必要です。



## 注意事項

- ・現在お持ちの健康保険証は、令和3年3月以降も利用することができます。
- ・マイナンバーカードの保険証利用が始まっても、健康保険証は交付されることになっています。詳しくは、加入している医療保険者にご確認ください。

